

3. 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、感染症、防災、気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。2020年、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中のすべての人々の生命、生活および尊厳を脅かし、人間の安全保障に対する危機を引き起こしました。このような、国境を越える地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります（2020年の新型コロナ対策にかかる日本の取組については、第1部を参照）。

そのような取組に際して重要となる持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで全国連加盟

国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。先進国を含む国際社会全体がコミットしたSDGsは、途上国と先進国の双方が取り組む必要がある地球規模の課題を根本的に解決するための「羅針盤」となりえます。

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGsの推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の策定などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。ここでは、そうした日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動など、各分野の切り口から広く紹介します（106ページおよび154ページの「開発協カトピックス」も参照）。

人間の安全保障

SDGsが描くのは、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念と軌を一にするものです。人間の安全保障は、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられており、日本政府は人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及

2012年に日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択された後も、日本は、国連人間の安全保障ユニットを中心とした概念普及の取組を継続しています。2019年2月、日本は、人間の安全保障の概念の誕生から25周年という機会を捉え、ニューヨークの国連本部において、UNDP、国連人間の安全保障ユニットおよび関係国と共に、人間の安全保障25周年シンポジウムを開催しました。

②現場での実践

日本は、国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導したほか、2019年度までに同基金に累計で約478億円を拠出しています。同基金は、2019年末までに99か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト257件を支援してきました。

緒方貞子氏追悼記念シンポジウム

「人間の安全保障」の理念の精緻化と実用化を最前線で主導した緒方貞子氏を追悼する記念シンポジウムが、2020年11月2日にJICA主催で開催されました。グテーレス国連事務総長およびグランディ国連難民高等弁務官からビデオ・メッセージが寄せられ、緒方貞子氏の人間の安全保障分野における功績を振り返りました。また、新型コロナ共存・新型コロナ後の時代において、人間の安全保障の理念のもと、国際社会が如何にして直面する課題を乗り越えるべきかについてパネルディスカッションが行われました。



緒方貞子氏追悼記念シンポジウムにおいて、国内外のパネリストが人間の安全保障について議論している様子（写真：JICA）

(1) 保健・医療

少なくとも世界人口の約半数が、基礎的な医療が受けられていない状況にあるといわれています^{注24}。国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによると、感染症、栄養不足、下痢などにより命を落とす5歳未満の子どもの数は、年間530万人以上^{注25}とされています。また、産婦人科医や助産師など、専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約29.5万人以上^{注26}の妊産婦が命を落としています。さらに、2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が地球上のすべての人々の生命と生活に重大な支障を及ぼしました。

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。

日本の取組

…UHCの推進（国際会議での日本のイニシアティブ）

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。G7、G20、アフリカ開発会議（TICAD）、国連総会などの国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としての基礎的な保健サービスの提供、UHCの推進を積極的に主導してきました。

2020年は、新型コロナの世界的な感染拡大を受け、UHC達成に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であり、UHCへの投資が成長戦略としても重要であることが改めて認識されました。

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は、議長国として、UHCの達成、健康で活力ある高齢化、薬剤耐性（AMR）を含む健康危機を議題とし、課題解決に向けた具体的な施策を議論しました。首相宣言では、UHCの推進について、国ごとの状況や優先課題に基づいて取り組み、保健政策のための人材を



アンゴラにおいて、医療機材のメンテナンスを行う帰国研修員（写真：JICA）

強化することに合意しました。その上で、保健財政について、初めて開催されたG20財務大臣・保健大臣合同セッションでコミットメントが確認された「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」に従い、保健・財務当局間の更なる協力を要請しました。2020年9月には、議長国サウジアラビアのもと、2019年に続きG20財務大臣・保健大臣合同会議が開催され、共同声明において、パンデミックへの備えおよび対応の観点から、上記の「共通理解」へのコミットメントを再確認しました。2020年11月に開催されたG20リヤド・サミットでは、「人間の安全保障」の理念に立脚し、持続可能な保健財源の確保を含めUHCに向けた取組が不可欠である旨を菅総理大臣から発言しました。G20リヤド首脳宣言では、良く機能し、価値に根差し、包摂的で、強じん性のある保健システムは、UHC達成に向けて極めて重要であること、また、途上国における持続可能な保健財源の重要性が確認されました。

2019年8月のTICAD7では、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）やG20大阪サミットの成果も踏まえ、「横浜宣言2019」の中で、アフリカでのUHCのさらなる推進が確認されました。また、「横浜行動計画2019」においても、保健・財政当局の連携強化を通じた持続可能な保健財政等の保健システム強化、能力開発の強化、感染症・非感染性疾患対策、母子保健、栄養改善および水・衛生、民間セクターとの連携促進など、効果的な施策を通じて、アフリカにおけるUHCを一層推進することが明記されました。さらに

注24 WHO Fact Sheets 2019

注25 2018年時点。前回データ集計時は540万人以上。

注26 2017年時点。前回データ集計時は30.3万人以上。

日本は、「TICAD7における日本の取組」において、UHC拡大推進、アフリカ健康構想の立ち上げ、東京栄養サミットの開催などを打ち出しました（東京栄養サミットについて、詳細は90ページを参照）。

国連においては、2019年9月、初めてのUHCハイレベル会合が開催されました。同会合では、安倍総理大臣（当時）が、閉会式で唯一の加盟国首脳として登壇し、2019年のG20大阪サミットおよびTICAD7において、UHCに関する各国の取組を促進したことを紹介し、保健に加え、改めて、栄養、水・衛生分野の横断的取組の促進、保健財政の強化の重要性を強調しました。本会合では政治宣言が承認され、2030年までにすべての人々に基礎的医療を提供すること、医療費支払いによる貧困を根絶することなどの目標が確認されました。

2020年9月26日、菅総理大臣は就任後初めて国連総会一般討論演説を行い、冒頭で新型コロナ対策を絡めた日本の国際保健政策に触れました。その中で、同感染症の拡大は、人間の安全保障に対する危機であり、その対策を進めるにあたっては、「誰の健康も取り残さない」ことを目指し、UHCを達成することが重要であると指摘しました。

その上で、①治療薬・ワクチン・診断の開発、途上国を含めた公平なアクセス確保への全面的な支援、②病院建設、機材設備、人材育成等を通じた各国の保健医療システムの強化支援、③水・衛生や栄養等の環境整備を含めた健康安全保障のための施策の実施といった分野を中心に国際的な取組を積極的に主導する旨を表明しました。

中でもワクチンの接種は、最も費用対効果の高い投資の一つであり、毎年200～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。日本は、この取組を推進すべく、2020年6月4日に開催されたGaviワクチンアライアンス*の第3次増資会合（「グローバル・ワクチン・サミット」）において、Gaviに対して当面3億ドル規模の拠出を行う旨を発表しました（Gaviで活躍する日本人職員については、第I部特集の12ページを参照）。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン^{注27}の維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献しています。

さらに、2020年10月8日、国際社会におけるUHCの啓発を一層促進することを目的に、茂木外務大臣は、日本とともにUHCフレンズ議長国を務めるタイおよびジョージアの外務大臣と共同で、UHCフレンズ閣僚級会合を主催しました。本会合には、グテーレス国連事務総長のほか、タイ、ジョージア、ケニアおよびセネガルから外務大臣、ガーナ、ウルグアイおよびインドから保健担当大臣、テドロスWHO事務局長、フォアUNICEF事務局長、パークレーGaviワクチンアライアンス事務局長、ハチェット感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）事務局長等が参加しました。

冒頭、茂木外務大臣はスピーチを行い、菅総理大臣の国連総会一般討論演説に沿いながら、日本が主導している具体的な取組を説明し、国際社会と手を携えながらUHCの実現に向けて尽力していく旨述べました。具体的には、日本が「グローバル・ワクチン・サミット」においてプレッジした当面3億ドル規模の支援のうち、1.3億ドル以上を、途上国によるワクチンへの公平なアクセスの強化のため、COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）のワクチン事前買取制度（AMC）*に拠出することを表明しました。関係国・機関からは、本拠出も含めたUHCの達成に向けた日本のリーダーシップに対し、謝意が表されました（ワクチンの開発・普及を巡る国際的な取組については、第I部特集の6ページを参照）。

また、2020年12月4日、国際社会の新型コロナ対策や同感染症が社会・経済活動に及ぼす影響を評価し、今後の対応における国際社会の連携を一層強化することを目的として、国連新型コロナ特別総会が開催されました。菅総理大臣は、ビデオ・メッセージの形で、「人間の安全保障」の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」UHCの達成を目指すことの重要性や、感染症危機の克服、保健医療システムの強化、感染症に強い環境の整備を推進していく旨を述べました。

…UHCの推進（日本の具体的取組）

日本政府は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」のもと、日本の経験・技術・知見を活用して、「誰も取り残さない」UHCを達成するための支援を行っています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改

^{注27} 低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医薬品の品質を保つことが出来る。

善（87ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾病対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます。



東ティモールの国立病院において院内感染予防について説明を行う JICA 海外協力隊員（写真：JICA）

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで改善が見られたものの、未だ大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュ、カンボジア、ラオスなどをはじめ、多くの国で支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験と知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期^{さんじょく}注28、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアを含め、母子手帳の活用を推進しているタイ、フィリピン、ラオス、カンボジア、ケニアの間では、各国での経験を共有し

て学び合う場が持たれています。さらに、これらの諸国は、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタンおよびタジキスタンとの意見交換も行っています。ほかにも、ガーナをはじめとするアフリカ各国において、母子手帳を活用した取組が行われています。

日本の NGO においても、日本 NGO 連携無償資金協力の枠組みを利用して、保健・医療分野で事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人 ADRA Japan は、ネパールで新生児・小児保健環境改善の必要性が高いバンケ郡において、保健施設の修繕、医療資機材の提供、および郡・医療関係者、地域住民の保健知識の向上を目的とした研修を実施しています（64ページの案件紹介も参照）。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行など、ほかの開発パートナーとともに、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています（67ページの案件紹介も参照）。

そのほか、日本は、UHC の達成に向けた政策改革を支援しており、セネガルやケニアにおいて、UHC 達成のための保健セクター政策借款を実施するなど、包括的かつ中長期的な視点からも UHC の推進に取り組んでいます。

…公衆衛生危機対応能力および予防・備えの強化

グローバル化が進展する今日、感染症流行は容易に国境を越えて拡大し、国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症^{注29}への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年8月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本の民間企業の技術を活かした治療薬や迅速検査キット等の供

注28 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1～2か月間のこと。

注29 新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきた感染症のこと。

「1人目の子どもを生後1週間で亡くし、2人目も流産した。近隣の医療施設までは徒歩1時間以上。妊産婦健診には1~2回しか行ったことがない」。これは東ティモールの首都があるディリ県の僻地に暮らす母子が直面する現実です。同県には、電気や道路の整備が進んでおらず、予防接種や妊産婦健診受診率が50%弱と同国の平均よりも低く、基礎的な保健・医療サービスが普及していない地域があります。

このような状況を改善するため、特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会は首都ディリ県のメティナロ郡と首都沖合の離島であるアタウロ島に暮らす人々に保健医療サービスを届けるため、公共診療所（ヘルスポスト）*を建設し、小型船を供与しました。また、医療従事者の能力向上や、地域住民への健康教育にも取り組んでいます。



本事業の対象地域である離島の診療所で受診を待つ母子（写真：シェア＝国際保健協力市民の会）

本事業を通じ、人口2,000人の無医村であるメティナロ郡マヌレウアナ村において、2019年11月から2020年10月までに延べ約1,200人が診療所を利用することができるようになりました。また、

アタウロ島では保健センター職員と地域住民が協力し、本事業で供与した小型船を使用して移動型健康診断を実施しています。



本事業で供与した小型船で医薬品やワクチンを沿岸の村へ運ぶ様子（写真：シェア＝国際保健協力市民の会）

その結果、ディリ県全体の予防接種率は、2割近く改善しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で国内の受診率が低下した2020年も、保健センターが試行錯誤しながら保健医療サービスを継続したことで、対象地域では、8月までに昨年の同時期よりも380人増の2,324人が予防接種を受けることができました。

さらに、本事業を通じ、医師や助産師、保健ボランティアなど、これまでに延べ97人が保健知識の向上を目的とした研修を受講しました。彼らは今後も学んだ知識を保健医療サービスの提供や住民への健康教育に活かしていきます。

* 東ティモールは、保健省のもとに各県を管轄する保健局が全13県にひとつずつ設置されており、県下には保健センターや公共診療所（ヘルスポスト）が設置されている。

与を行うなど、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししています（アフリカにおける感染症分野へのSATREPSによる支援については、149ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。



ネパール・バンケ郡のヘルスポストにおいて、手洗い方法について学ぶ地域保健ボランティア（写真：特定非営利活動法人ADRA Japan）

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力お

よび予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障の強化など、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組みである「グローバル・ヘルス・アーキテクチャー」の構築においても、G7やTICADなどの国際会議の場において議論を主導しています。2016年のG7伊勢志摩サミットの際には、WHOの公衆衛生危機への対応を議論し、安倍総理大臣（当時）が5,000万ドルの拠出を表明し、WHOの健康危機プログラム、緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）*などに拠出されました。こうした拠出は、2018年から続く、コンゴ民主主義共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応、2020年の新型コロナへの対応などに活用され、健康危機対応に貢献しています。また、2020年6月に日本が世銀グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金

(HEPRTF) 等を活用し、途上国における感染症の備え・対応のための能力強化等の支援を実施しています。

…感染症の薬剤耐性 (AMR) への対応

感染症の薬剤耐性 (AMR) ^{注30} は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増えています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワン・ヘルス・アプローチ」を推進しており、2019年のG20大阪サミットの首脳宣言においても、「ワン・ヘルス・アプローチ」に基づく努力を加速することが合意されました。2019年10月に岡山で開催されたG20保健大臣会合では、同アプローチに基づくAMR対策の継続等の重要性を記載した大臣宣言が採択されました。また、日本は、同月に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP (Global Antibiotic

Research & Development Partnership) への約10億円の拠出を発表し、AMRリーダーシップグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2020年には、GARDPに対し、約2億円を拠出しました。

…三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア)

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の終息が掲げられています。日本は、2000年にG8九州・沖縄サミットで設立が合意された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)」を通じた三大感染症対策および保健システム強化への支援に力を入れており、2002年の設立時から2019年12月末までに約34.6億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的

ナイジェリア

①ポリオ撲滅事業、②ポリオ撲滅計画／小児感染症予防計画

①円借款、②無償資金協力 (①2014年5月～実施中、②2000年～2013年^{*1})

ナイジェリアはかつて、アフリカ最後の野生株ポリオウイルスの常在国で、世界で同ウイルスが常在する3か国^{*2}のうち1か国であり、2012年時点では世界のポリオ発生数の約半数を同国が占めていました。

こうした状況を受け、日本は、ナイジェリアに対し、ポリオ撲滅のための対策強化として、ワクチンの調達から人材育成まで幅広い支援を実施してきました。

たとえば、国連児童基金 (UNICEF) を通じた無償資金協力「ポリオ撲滅計画」及び「小児感染症予防計画」においては、ワクチンの調達に加え、遠隔地へのワクチンの輸送・保管を可能とする太陽光発電冷蔵庫などのコールドチェーン^{*3}の整備に取り組みました。また、日本はナイジェリア国家ポリオ検査室の検査技術向上のための協力や関連する機材の供与や、JICA研修を通じたポリオ研究者の人材育成なども行いました。



経口ポリオワクチン (口から飲むタイプ) を子どもに接種する様子 (写真: JICA)

さらに、2014年、日本はポリオワクチン調達のため、円借款事業を実施しました。ナイジェリアでは、円借款で調達したワクチンを用いて、ポリオ撲滅のため徹底した予防接種事業が展開されました。同円借款は一定の目標を達成することを条件に、ビル&メリンダ・ゲイツ財団がナイジェリア政府に代わり円借款資金を返済する新たな仕組み (ローン・コンバージョン方式)^{*4}を採用しました。

日本をはじめとする国際社会の貢献により、2020年8月25日、アフリカからのポリオ撲滅が宣言されました^{*5}。ナイジェリアにおいて、感染症対策に長期間携わってきた磯野光夫 JICA国際協力専門員は、次のように語っています。

「国土が広く、アクセスが容易でない地域も多い上に、治安も不安定な状況が続いていたなか、ポリオ撲滅を達成できたのは、ナイジェリア政府のリーダーシップに加え、最前線で困難なポリオ対策に従事してきた多くのスタッフの尽力によると思います。」

今後も日本は、アフリカにおける感染症の予防や拡大防止のため、国際社会とともに貢献していきます。

*1 2000年から2013年まで毎年、無償資金協力を実施。

*2 ナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国。

*3 62ページの注27を参照。

*4 2017年12月、本事業においてあらかじめ設定したワクチン接種率などの成果目標の達成が認められたことから、ビル&メリンダ・ゲイツ財団が円借款債務を承継している。

*5 ナイジェリアにおいて直近3年間に野生株ポリオが発生していないこと (ポリオフリー) をWHOが認定。

注30 AMR (anti-microbial resistance)。病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

に実施されるよう、グローバルファンドの取組を二国間支援でも補完できるようにしています。また、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強められるよう努力しています。



ガーナにおける技術協力「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」を通じて新しく作成された母子手帳の説明を受ける母親たちの様子（写真：JICA）

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングの普及を行っています。特にアフリカを中心に、「感染症・エイズ対策」隊員として派遣されているJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2008年に発表した、「ストップ結核ジャパンアクションプラン」*に基づき、日本は、自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ミャンマーやソロモンにおいて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援を実施しています。また、WHOとの協力による支援も行っています。

・・・ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。2020年8月には、アフリカ最後の野生株ポリオの常在国であったナイジェリアにおいて、直近3年間、野生株ポリオが発生していないことが認定さ

れ、アフリカからのポリオフリーが宣言されました。日本は、ナイジェリアに対して、ワクチンの調達から人材育成まで幅広いポリオ対策支援を続けてきました（ナイジェリアでのポリオ根絶に向けた取組については、65ページの案件紹介を参照）。

また、パキスタンにおいて、1996年以降、UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款では、一定の目標が達成された場合に、パキスタン政府の返済すべき債務を民間のビル&メリнда・ゲイツ財団が肩代わりするという新たな方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。

・・・顧みられない熱帯病（NTDs）

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれ、世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

日本は、技術協力を通じ、2000年から太平洋島嶼国に対してフィラリア症の対策支援を行っています。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、大洋州14か国のうちの8か国（クック、ニウエ、バヌアツ、マーシャル、トンガ、パラオ、ナウル、ソロモン）がフィラリア症の制圧を達成し、これらに続いて2019年10月には、WHOによりキリバスのリンパ系フィラリア症制圧が宣言されました。今後も専門家の派遣等を通じて太平洋島嶼国におけるフィラリア症の制圧計画に向けた支援を継続していきます。



コンゴ民主共和国における「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」での現状調査の様子（写真：JICA）



用語解説

* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、8億2,200万人の子どもたちに予防接種を行い、1,400万人以上の命を救ったとされている。日本は、2011年に拠出を開始して以来2020年度第一次補正予算に至るまで、累計約2億5,000万ドルの支援を実施。

* プライマリー・ヘルス・ケア (PHC : Primary Health Care)

健康を基本的な人権と認識し、すべての人の健康を実現するため、また、人々が最も必要とするニーズに応えるため、地域住民が主体的に参加し、問題を自らの力で総合的、かつ平等に解決していくアプローチのこと。①人々の健康に対する要求に応じた包括的で平等な保健医療サービス、②健康の決定要因に対する体系的な取組、③個人や家族、コミュニティに対して、自身の健康に対する決定権を与えること、の3つを構成要素とする。

* COVAX ファシリティ (COVID-19 Vaccine Global Access Facility) のワクチン事前買取制度 (AMC)

COVAXは、新型コロナワクチンの製造・供給の促進を目指して、Gavi主導のもと、時限で立ち上げられた包括的な資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済を活かして交渉し、迅速かつ手ごろな価格でワクチンを供給する仕組み。AMCは、開発途上国向けのワクチンの開発・製造・供給を促すため、企業がワクチンを製造した後、Gaviが一定量を買取ることを保証し、開発後の市場を確保するとともに、需要に見合う規模のワクチン製造体制を整えるために開発企業の製造能力拡張を後押しする仕組み。ドナーが資金拠出をプレッジし、ワクチン実用化後における途上国の購入費用の一部を負担することで、開発企業の開発及び製造コスト回収の目処を立てるとともに、途上国が負担する費用を抑制し、ワクチン普及を支援。

* 健康危機プログラム (WHO Health Emergencies Program)

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

* 緊急対応基金 (CFE : Contingency Fund for Emergencies)

2014年に西アフリカで流行したエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

ボリビア

オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト 技術協力プロジェクト (2016年2月~2020年2月)

オルロ県はボリビア西部の標高約3,700メートルの高地にあり、先住民が多く住んでいます。ボリビアは、ハイチに次いで中南米で妊産婦死亡率^{*1}や5歳未満児死亡率^{*2}が高く、母子保健関連指標は総じて悪い状況にあります。

本プロジェクトは、オルロ県の母子保健サービスと、妊産婦および5歳未満児の健康を改善するために実施されました。本プロジェクトでは、オルロ県の3保健管区・計16市を対象に、日本から延べ21名の専門家を派遣し、医療従事者や保健行政担当者、妊産婦への研修などを実施しました。また、母子の健康に関連した生活習慣の向上などの重要性について意識向上のための啓発活動を行いました。



本プロジェクトで設立した「健康な生活のための教育チーム」が対象地域の妊婦に対して、栄養改善の指導を行っている様子 (写真: JICA)

その結果、住民参加による母子保健サービスの改善につながっています。たとえば、本プロジェクトにより、対象地域において産前健診を受診する割合が70%近くまでになり、地域の医療従事者によって形成される健康な生活のための教育チームの数も倍増しました。また、本プロジェクトを通じて作成され、保健省の承認を得た、小児発達のための情報分析ガイドは、オルロ県にとどまらずボリビア全国で活用されています。

日本は、これまで約20年に渡ってボリビアで母子保健分野の協力を行ってきましたが、常にボリビア政府に寄り添った支援を実施することを大切にしています。本プロジェクトでも、ボリビア政府が掲げる、コミュニティ・家族自らが健康リスクを考え、必要な予防的措置を講じるといった住民参加型の多文化統合ケアモデルの概念^{*3}を重視して協力を行いました。その結果、同国の文化や考え方に合致した形で母子の健康の改善が図られています。

*1 2015年WHO推計値で206人(出産10万件当たりの死亡率)。
*2 2015年WHO推計値で38人(出生数1,000件当たりの死亡率)。
*3 「健康に対する考え方は文化により異なること、病気に対処するよりも健康的に生きること」(<https://www.jica.go.jp/project/bolivia/008/outline/index.html>も参照)。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができず、30億人が基本的な手洗い施設のない暮らしをしています。また、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っており、時には何時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。こうした観点から、SDGsの目標6において、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。



エチオピア・ガンベラ州クレ難民キャンプにおける手洗いキャンペーンの様子（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）

日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、円借款、無償資金協力、および専門家の派遣や途上国からの研修員受入れなどの技術協力により、途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。

日本は、アジア・大洋州地域のインドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施しました。たとえば、2019年10月には、日本はラオスとの間で、世界遺産地区を抱えるルアンパバーン市での配水管の新規敷設などを含む水供給サービス改善のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力によ

り、同市の給水人口が2017年実績の約58,800人から、事業完成3年後の2025年には約70,000人に増加し、持続可能な都市環境整備に寄与することが期待されます。また、2020年3月には、日本はカンボジアとの間で、人口の急増に伴い水の供給能力向上が喫緊となっているタクマウ市において、上水道施設を新規に整備するための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、2030年までに当該地域住民約12万人が安全な水へアクセスできるようになり、同国の生活の質の向上に寄与することが期待されます。

このほか、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを利用して、日本のNGOにより、水・衛生環境改善事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンは、カンボジアで衛生インフラが脆弱なプレアビヒア州において、衛生設備の建設および地域主導の包括的衛生改善活動を実施しています。事業1年目には、同国の3郡で、3つの貯水槽を建設しました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、日本は、井戸や給水・灌漑設備の整備、災害対策など、地域の住民に直接裨益する水・衛生分野の支援を多数実施しています。たとえば、コートジボワールにおいて、日本は、「グロービスマス村井戸建設計画」により、井戸4基を供与しました。これにより、地域住民が安全な水へアクセスできるようになり、水因性疾病が減少するだけでなく、女性や子どもの水汲み労働が軽減されることにより、女性の社会進出や子どもの就学率の向上に貢献しています。

また、日本国内および現地の民間企業や団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。たとえば、南西アジアのスリランカでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用して、経済的な水道整備に資する圧縮コンクリート製タンクの普及・実証事業が実施されました。同事業により、1万4,650世帯に水を供給することが可能となり、その後、現地事務所を立ち上げ、新たなタンクの建設計画が進むなどの成果が現れています。

さらに、環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの

13の参加国^{注31}の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽に関するワークショップやセミナーを開催するなど、浄化槽の技術や法制度などを紹介する取組を通じて、途上国における浄化槽の普及を後押ししています。



カンボジアにおいて、日本の無償資金協力により建設された浄水施設 (写真：JICA)

(3) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできない子どもが約5,900万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億5,800万人（全体の17%）^{注32}が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。さらに、世界銀行が世界開発報告（2018）で指摘しているように、学校に通っていても子どもたちが基礎的な読み書きや計算さえできないという「学びの危機（Learning Crisis）」も大きな問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校閉鎖により、多くの子どもが影響を受けました。とりわけ、障害のある子ども、少数民族や不利な環境に置かれたコミュニティの子ども、避難民や難民の子ども、遠隔地に住む子どもが取り残されるリスクが最も高くなっており、学校閉鎖に伴う子どもの栄養不足、早婚、ジェンダー平等などへ

の影響も懸念されている状況です。このような状況に対応するため、世界中で遠隔教育を含めた新たな学習方法が模索されています。日本もオンライン学習などにおける独自の知見や技術を活かした支援を行っています（73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。社会の変化や技術革新に対応した、若者に対する教育や職業訓練の機会の提供、および地球規模課題の解決に向けてイノベーションを創出できる人材育成も求められています。

SDGsの目標4として、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられました。国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」*を策定し、同目標の達成を目指しています。

2019年には、日本はG20議長国として、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ～包摂的で強靱かつ革新的な社会を創造するための質の高い教育～」を取りまとめ、G20大阪首脳宣言では、人的資本に投資し、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進するというコミットメントを再確認しました。また、安倍総理大臣（当時）は、2019年9月の第74回国連総会における一般討論演説で、すべての女兒および女性に対する包摂的で質の高い教育の推進に言及し、「教育をひたすら重んじるところに、日本の対外関与はその神髄をみる」と強調しました。

日本の取組

日本は、従来から、人間の安全保障を推進するために不可分な分野として、教育分野の支援を重視しており、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野で支援を行っています。

G20議長国である日本のイニシアティブの一つとして、2019年から2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者を支援する「教育×イノベーション」イニシアティブが発表されました。2030年までにすべての子どもが質の高い初等・中等教育を修了できるようにするためには、支援を加速化させるイノベーションが不可欠です。このイニシア

^{注31} カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本の13か国。

^{注32} 「Global Education Monitoring Report 2020」6ページ及び354ページ。https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000373718

ティブを通じて、基盤的な学力を育む教育やSTEM教育^{注33}、eラーニングの展開などの支援を一層強化していきます。

2019年8月のTICAD7では、アフリカに対する教育・人材育成分野の取組として、理数科教育の拡充や学習環境の改善を通じて300万人の子どもたちに質の高い教育を提供することや、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）*およびケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学への支援などを通じて、科学技術イノベーション分野で5,000人の高度人材を育成することを発表しました。E-JUSTにおいては、アフリカからの留学生150人を受け入れることを発表し、2020年中に28名のアフリカ人留学生が新たに入学しました。



草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて建設されたカンボジア・カンボット州の幼稚園で学ぶ園児たち（写真：プラネット・エンファント&ディベロップメント）

また、日本は、教育に特化した国際的な基金である「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」*に対して、2008年から2020年までに総額約3,058万ドルを拠出しています。GPEの支援を受けたパートナー国では、2015年から2018年の間にGPEが支援した子どもは約2,500万人におよび、子どもの4人に3人は初等教育を修了しました。

このほか、ニジェールをはじめとする西アフリカ諸国を中心として、日本は2004年から、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しており、世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの普及を各国全土に拡大しています。

また、エジプトにおいては、2016年に発表された

「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」のもと、2017年2月から現地の学校での日本式教育の導入が進められており、2020年10月までに、この日本式教育を導入する「エジプト日本学校」が新たに41校開校しました。エジプトでは日本式教育モデルである「特活プラス」が導入され、掃除、日直、学級会など、感性や徳性を含む調和的な人格形成を目的とした全人的教育の中心となる小中学校での特別活動が実施されています。また、日本は、小学校進学前の子どもに対する幼稚園での遊びを通じた学び、および学校経営者に対する特別活動を行うために必要な経営に関する支援を実施し、エジプトにおける人材育成に協力しています。

さらに、アジア太平洋地域において、日本は、同地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、SDGsの目標4（教育）の進捗について議論する「アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）」の年次開催や、初等中等教育および高等教育の質の向上、幼児教育の充実、ノンフォーマル教育の普及および教員の指導力向上など、同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、途上国の人材育成を支援しています。

…持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組である「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が、UNESCOを主導機関として、2020年1月1日から開始されました。これは、「国連ESDの10年（UNDESD）」（2005年から2014年）、そして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年から2019年）の後継プログラムとして、2019年11月の第40回UNESCO総会および同年12月の第74回国連総会で採択されたものです。ESDは、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsのすべてのゴールの実現

^{注33} Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの教育分野の総称。

に寄与するものであり、日本は、ESD 提唱国として、ESD の推進に引き続き取り組むとともに、UNESCO への信託基金拠出金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。また日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う個人または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOとともに実施しており、これまでに15団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます（UNESCOで活躍する日本人職員の声については157ページを参照）。



ボリビア・サンファン移住地のサンファン学園（日系学校）において活動する日系社会青年海外協力隊員（写真：JICA）

キルギス

学校安全プログラム支援計画（UNICEF 連携）
無償資金協力（UNICEF 連携）（2017年3月～2020年3月）

一般公募

中央アジア北東部に位置する山岳の内陸国であるキルギスでは、地震や洪水、地滑りなど、様々な自然災害が発生し、近年の気候変動により状況はさらに悪化しています。2014年に実施された調査において、約85%の教育施設は安全性が低く災害の影響を受ける可能性があると考えられ、子どもたちが安心して学ぶ場所であるべき学校の安全性の確保が大きな課題となっていました。

そこで、日本は国連児童基金（UNICEF）と連携し、キルギスにおいて学校の安全性確保と防災体制を強化し、教員と子どもの防災意識を高めるための支援を実施しました。具体的には、防災モデル校10校の安全性を調査し、これまで防災設備がほとんど整えられていなかった学校に対して、警報システムや非常口標識、火災時のための金属製防火扉などを設置しました。また、災害時に子どもたちが命を守る行動を取ることができるよう、121校の6万5千人の生徒、3千人の教員、および地方自治体職員に対して避難訓練や防災教



防災をテーマとした絵を発表するキルギスの子どもたち（写真：UNICEFキルギス事務所）

育を行いました。

あるモデル校の校長からは、「学んだことを活かし、年に2回の避難訓練を行っています。支援のおかげで、子どもたちの防災意識が高まりました」という声が届きました。ま



地震を想定した避難訓練に取り組むモデル校の子どもたち（写真：UNICEFキルギス事務所）

た、学校の防災に関する教員研修ビデオを作成したり、キルギスの人気キャラクターを用いた気候変動と防災に関する教育アニメを5つ作成して国営テレビなどで幅広く放映するなど、全国的な防災意識の向上にも大いに貢献しています。

UNICEFキルギス事務所は、この協力を実施する上で、日本の防災に関する知見を活かすことを重視しました。また、キルギス政府と協力・連携して、学校の防災体制が充実するように、地方自治体レベルでの災害リスクの分析や子どもに配慮した防災の取組を制度化することを推進しました。さらに、日本において防災教育政策や取組を学ぶスタディツアーを実施するなど、政府の防災担当者の人材育成にも貢献しました。



用語 解説

*教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「EFAダカール行動枠組」の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

*基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

*エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)

2009年に締結された「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」に基づいて設立された大学。同協定に基づき、日本は、日本型工学教育の特徴である「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする大学としてE-JUSTが開設・運営されるよう、日本国内の大学の協力も得ながら、教育・研究用資機材の整備などの技術支援を行っている。現在は、E-JUSTが今後、中東・アフリカ地域における高等教育セクターや産業界の発展に貢献する産業・科学技術人材を輩出していけるよう、エジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立することを目指し、技術支援を実施している。

*教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative) から改称された。

*持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の創り手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとされる。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsのすべての目標達成に向けた鍵となることが確認され、さらに、2019年の第74回国連総会決議で採択された2020年からの「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。

匠

の技術、世界へ

1

eラーニング・システムを活用した日本流の質の高い教育の普及
～ウズベキスタンの公教育と民間教育を使いやすく分かりやすいシステムでサポート～

中央アジアの内陸国ウズベキスタンでは、産業発展に向けた教育・人材育成やICT化が進められており、国民の間での教育熱も高まっています。しかし、公立学校の教員数の不足や教員の能力の問題、教材や民間教育サービスの不足が大きな足かせとなっていました。

こうした状況のもと、eラーニング・システムを開発・運用する株式会社デジタル・ナレッジ社（東京都）は、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業の枠組を利用し、日本の質の高い教育のコンテンツを普及させるため、「ウズベキスタン国地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム（LMS）に係る普及・実証・ビジネス化事業」を実施しました。

本事業では、デジタル・ナレッジ社のeラーニング教育システムをウズベキスタンの国民教育省ICTセンターに導入し、公教育と民間教育双方の発展のために活用しました。具体的には、公教育分野では、学校教員対象の教授法プログラムや小中学生対象の数学用教材など、日本の大手教育企業のオンラインの教育プログラムをウズベキスタン向けに修正して提供しました。また、民間教育分野では、放課後に公立学校の校舎を借り、同社の教育システムを導入した小中学生のための塾を開設しました。特に教員向けのプログラムについては、生徒の理解度・学力向上のための具体的な研修を受けたことがなかったウズベキスタンの教員から、「こういう教え方があるのか」という感嘆の声が上がりました。

「我が社が開設した放課後の塾は、日本の個別指導塾や電子そろばん等のサービスを提供するもので、当初2クラス程度を予定していましたが、口コミで評判が広まり応募が殺到するほど人気が出たため、急遽クラスを増設する必要があるほどでした。元々、日本流の教



eラーニング・システムを活用して学習するウズベキスタンの生徒たち（写真：デジタル・ナレッジ）

育ビジネスが成り立つのかという点を確認するために応募した事業でしたが、結果として、教育に対する国民の熱意が素晴らしく、必要なインフ

ラも整いつつある大きな可能性を持った国であるという、ウズベキスタンの潜在性についても改めて知ることができました。」と、デジタル・ナレッジ社の齋藤亮氏は語ります。

JICAウズベキスタン事務所で本事業を担当した久保田企画調査員は、「デジタル・ナレッジ社の皆さんのウズベキスタンに対する大きな愛情を感じます。」としつつ、次のように語ります。「通常、民間企業がウズベキスタン政府を説得し、事業を動かしていくことはとても難しいのですが、デジタル・ナレッジ社は国民教育省との固い信頼関係のもと、スピード感をもって事業を展開しています。同社が提供するサービスへの期待はもちろんですが、その熱意が先方政府に伝わっていることも大きいと思います。また、国民教育省の副大臣（当時）が、JICAの人材育成奨学計画（JDS*）を通じて日本の大学院に留学した経験があり、日本の教育への信頼が厚いこともその背景にあります。」

2020年3月、新型コロナウイルス感染症対策のため全土で休校措置が取られた際も、国民教育省から直接協力要請が寄せられました。「同社は当初の事業計画を拡大してオンライン学習プログラムを無償提供し、ウズベキスタン政府から高く評価されています。」とJICA本部の民間連携事業部で本事業を担当した小澤職員は振り返ります。

日本企業とウズベキスタン政府との信頼関係のもと、日本の質の高い教育とICTの技術が、ウズベキスタンの子どもたちの「学びたい」という思いに応え、同国の発展のために貢献しています。

* JDSについて、詳細は147ページを参照。



教授法プログラムの研修を熱心に受けるウズベキスタンの教員たちの様子（写真：デジタル・ナレッジ）

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、教育・政治・経済等の分野における女性の参画に一定の進展は見られたものの、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が男性と同じように意思決定に参加する機会を持っていないとは言えません。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女兒の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女兒の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていくため、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化^{注34}と女性の



インドの養蚕農家の女性自助グループメンバーに繭工芸品の作り方を紹介するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

エンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、G20ハンブルク・サミットにて立ち上げが発表された「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）^{*}」に、2018年3月、5,000万ドルの支援を行いました。これは、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業等が直面する様々な障壁（資金アクセス、女性にとって不利な法制度・規制等）の克服を支援することで、途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としており、現在、39か国においてプロジェクトを実施しています。また、2019年3月、女性の経済的活躍を目的としてG20に提言を行う民間主導のグループであるW20（Women20）の会合と同時に、5回目となる国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を開催しました。同会議において、安倍総理大臣（当時）は、途上国における女性の教育機会拡大のため、2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女兒および女性に、質の高い教育と人材育成の機会を提供する旨を表明しました。さらに、2020年11月のG20リヤド・サミットでは、菅総理大臣から、2019年6月のG20大阪サミットで立ち上げに合意した、指導的地位への女性の昇進のための民間部門のイニシアティブである「EMPOWER（エンパワー）」の具体的取組の開始を歓迎する旨を発言しました。

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2019年には約1,800万ドル、2020年には約2,200万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平

^{注34} あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくなプロセスのこと。

ジンバブエ

サイクロン・イダイの影響を受ける南部アフリカ3か国に対する緊急無償資金協力
(ジンバブエのサイクロン被災地域における性的搾取・虐待の予防教育と月経中の衛生管理事業)
緊急無償資金協力 (2019年4月~10月)

ジンバブエ東部のマニカランド州では、2019年3月に上陸したサイクロンによって土砂崩れや洪水が発生し、約27万人が被害を受けました。同地域では、一時避難先としてキャンプ地が用意されるなどの緊急災害対応が行われましたが、子どもや女性に対する虐待や暴力のリスクの増加、衛生環境の悪化が懸念されていました。

そこで日本は、ジンバブエに対して、緊急無償資金協力として60万ドルを供与し、そのうち、サイクロン被災地における性的搾取・虐待の予防と月経中の衛生管理の改善のため、国連児童基金 (UNICEF) が事業 (15万ドル) を実施することになりました。

UNICEF ジンバブエ事務所は、本事業において、過去の緊急災害支援で見逃されがちであった女性の月経中の衛生管理に焦点を置き、住民が衛生管理に関する知識を身につけ理解を深めるための活動を行うとともに、月経中の衛生管理



マニカランド州のサイクロン被災地域で配布した月経中の衛生管理キットを受け取る生徒 (写真: UNICEF)

キット4,000個を配布しました。各キットには、下着3点、^{くし} 歯ブラシ1個、^{せつけん} 歯磨き粉1個、石鹸1キログラム、使い捨ての生理用ナプキン30枚、



月経中の衛生管理についての授業を受ける生徒たち (写真: UNICEF)

再利用可能な生理用ナプキン5枚が一式になっていました。また、虐待や暴力のリスクから子どもたちを保護し、予防するための啓発活動を行いました。

2019年は、ジンバブエ政府が全国を対象に月経中の衛生管理に関する調査を行った年でもあり、日本の貢献はジンバブエ政府、NGO、および援助団体にも広く知られるようになりました。また、本事業の経験をもとに、UNICEF ジンバブエ事務所は、今後の緊急支援事業においても、月経中の衛生管理キットの配布を通じた女性の衛生管理改善の支援を組み込むことを検討しており、キットの中身をジンバブエ国内で調達できるように、現地の関係団体への働きかけも行っています。



イラクのキルワーク難民キャンプにおいて、キャッシュ・フォー・ワークによる支援で職業訓練を受ける女性 (写真: UN Women)

和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組に貢献しています。たとえば、イラクでは、キルワークの難民キャンプの女性に対するエンパワーメントのため、イスラム国による被害を受けた2,382名の女性に対し、包括的で質の高い健康管理および生計支援が提供され、

キャッシュ・フォー・ワーク^{注35}による支援により、80名の女性に対し、^{ほうせい}縫製、食品加工等の労働に従事したことへの対価として、賃金が支給されました。また、2020年には同様に難民キャンプの女性たちの手により、新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク11,600枚が製造・販売されています。さらに、50名の女性にリーダーシップに必要なスキルの訓練が行われ、40名の女性にミシンが提供されました。また、2,302名の女性と女兒に対して、カウンセリング等の心理社会的支援や、法的権利の啓発などが行われ、支援を受けた女生と女兒は、サービスに対する認識とアクセスが向上し、紛争や、新型コロナによって引き起こされた心理的外傷によるストレスからの回復が見られました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (OSRSG-SVC: The Office of the Special Representative of the

注35 自然災害や人道危機発生時の支援において、被災者や難民を一時的に雇用し、労働の対価を支払うことで自立を支援する方法。

Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)との連携を重視しています注36。2020年、日本は同事務所に対し、コンゴ民主共和国、ソマリア、中央アフリカ、マリ、ナイジェリア、南スーダンにおける案件について100万ドル以上の拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備や、紛争に関連する性的暴力の被害者に対する支援の制度整備を含む包括的な支援を通じて、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要との考えから、日本は、2015年に「女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）」に関する国連安全保障理事会決議第1325号]および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年3月に改訂版を策定しました。また、日本は、2018年のG7外相会合で合意されたG7WPSパートナーシップ・イニシアティブのもと、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動

計画策定支援や、過去26年間の国内紛争により寡婦^{かぶ}となった女性を含めた同国女性へのリプロダクティブ・ヘルスを中心とする保健分野での支援や経済エンパワーメントのための支援などを促進しています。



ベトナム政府および国連主催の「女性・平和・安全保障（WPS）国際会議」にて、宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージが放映されている様子（2020年12月）

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女児のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、各国と協力していきます。



用語解説

*女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力など。同イニシアティブは、ドナー国から約3.5億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

イ. 格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化^{けんざい}していますが、「格差の拡大」への対応においても、同様の問題が存在しています。貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。

新型コロナの拡大は、特に、社会的に脆弱^{ぜいじゃく}な立場に置かれているすべての人々の生存と生活に大きな影響を与えています。また、最も脆弱な人々の就学機会が制限されることや女性が社会的・経済的にマイナスの影響を受けることにより、格差の拡大や虐待などが助長されることも指摘されています。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとっても不可欠であるといえます。

注36 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html）にも掲載しています。

たとえば、日本は、ASEAN地域における、新型コロナ対策関連の協力の一環として、ブルー・オーチャードが運営するCOVID-19新興国中小企業支援ファンド経由で、マイクロファイナンス機関（MFI）に対する資金提供を行う出資契約に署名しました。同協力は、新型コロナの影響を受けている女性事業者を中心とした中小零細事業者（MSME）の金融アクセス改善および雇用維持を図り、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワーメントに寄与しています（詳細は99ページの案件紹介を参照）。

日本の取組

・・・障害者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが社会に参加し、包容されるよう、日本は、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮しています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねて

きた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて途上国の障害者施策に役立てています。

たとえば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、JICA海外協力隊の派遣などを通じ、幅広い技術協力も行っています（JICA海外協力隊の活躍については、以下の案件紹介を参照）。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後も、ODAなどを通じて、途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

ニカラグア、セントルシア

視覚障害者自身による視覚障害者への自立支援、正しい東洋医学の技術を手から手へ伝える JICA 海外協力隊員

①②シニア海外ボランティア（ニカラグア）、③海外協力隊（セントルシア）
① 2010年～2012年、② 2013年～2015年、③ 国内待機中（2019年3次隊）

自身も視覚障害者で鍼灸マッサージ師であり、日本の盲学校で教員も務めた綱川 章 隊員は、これまで2回、中米ニカラグアの首都マナグア市にシニア海外ボランティアとして派遣されました。

ニカラグアでは、腰痛や肩こりなどの治療として薬に頼らない東洋医学が注目されていましたが、正しい治療法を教授できる人材が不足していました。そこで綱川隊員は、現地にある日本ニカラグア東洋医学大学で、基礎医学や指圧・あん摩技術、臨床実習を行い、合計約500時間の講義を通じ、20名の指圧師やあん摩師を養成しました。



ニカラグア、マナグア市の日本ニカラグア東洋医学大学で視覚障害者に手から手へ指圧技術を伝える綱川隊員

特に視覚障害者への実技指導では、それぞれの学生の障害の程度などに配慮しながら、視覚障害者が手に職をつけ自立できるためのサポートを行いました。また、ニカラグア人指導者の育成にも力を入れ、全盲の指導者

を2名育成しました。

綱川隊員は、ニカラグアでの支援について、次のように語ります。

「渋滞する車の間を物乞いをして歩く障害者がいることを知り悲しく感じることもありました。し

かし、マンホールの蓋のない道路を、元気に白杖をつけて講座に通ってくる受講生が、最終的に指圧師となり、家族・家計を支えるようになったのは感無量でした。」

綱川隊員は、ニカラグアでの経験から、視覚障害者自身による視覚障害者への支援が、自立の目標を直接的・具体的に示すことを通じて将来への希望を与えるだけでなく、障害者に対する社会の意識を変える大きなインパクトを持つことを実感したそうです。そして、再び新天地で自分の経験と技術を活かしたいという思いでカリブの島セントルシアへの派遣に応募し合格、現在は日本国内で派遣に備えています。



日本ニカラグア東洋医学大学で指圧講座を修了した学生が参加したあん摩講座にて



エクアドルにて、日本が供与した車両で身体障害者をリハビリセンターに搬送している様子

…子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などに加え、新型コロナの影響もあり、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民や国内避難民も急増しており、日本は二国間の支援や国際機関を経由した支援など、様々な形で人道支援や開発支援を行っています。2020年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、中東、アフリカ地域の66か国において、新型コロナへの感染防止のための物資供与や保健従事者への技術協力、感染リスク啓発活動などを支援しました。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力^{注37}では、特に草の根レベルで住民に直接裨益^{ひえき}するような協力を行っており、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

たとえば、ベトナムにおいて、タインホア省トゥオンニン村に位置し、少数民族の児童が多く通学する、トゥオンニン村小学校において、災害にも強い新たな校舎の建設に協力しています。この協力によって、教室不足で十分な授業を受けられていなかった443名の児童の学習環境が改善されるほか、災害に強い教育環境作りに貢献することが期待されます。また、コロンビアにおいては、図書館を運営しているスクレ県トルービエホ市に対し、新たに児童図書館1棟を建設する協力を行いました。これにより、同市の児童約5,000名を含む市民約22,000名の読書や識字教育の

ための環境が改善されることが期待されます。

マラウイにおいては、1994年の政府による初等教育の無償化により就学児童数が急激に増加した一方で、国全体において急増する児童数に対応できる学校施設の整備が大幅に遅れていることを受けて、デッサ州カパラムラ小学校への3棟6教室の建設および既存の4教室の床改修、2人掛け用机300台の設置を支援しており、児童2,096名の学習環境および教師40名の授業運営環境の改善が期待されます。

ほかに、カンボジアとの間で、2019年1月、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもと、日本は、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者などの接遇能力強化を行っています。2020年時点では約1,200名の政府関係者とソーシャルワーカー・医療関係者等が研修を受けており、これにより、教育現場における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官などに相談しやすい環境の整備が期待されます。

また、キルギスでは、2020年3月、無償資金協力「気候及び災害リスクに対する児童の強靱性向上計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもと、キルギス国内の学校約600校への防災設備の整備および約1,800校への防災マニュアルの作成・配布や避難訓練を実施しています。その結果、約90万人の児童の災害リスクが軽減され、学校を拠



ドミニカ共和国にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により整備されたエル・ボソ市幼児教育施設で授業を受ける児童たち

^{注37} 事業の概要や実績の詳細については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/）に掲載しています。

点とする防災能力が向上することが期待されます。

このほか、アフガニスタンでは、2020年11月に、無償資金協力「小児感染症予防計画」に関する交換公文に署名しました。この協力は、2021年に予定されている定期予防接種活動および幼児向けポリオワクチン接種キャンペーンのためのワクチン調達を支援することにより、約143万人の1歳未満児、約319万人の妊娠可能な年齢層の女性および約1,000万人の5歳未満児への接種を可能とするものです。さらに、定期予防接種およびポリオワクチン接種キャンペーンを着実に実施することで、予防可能な疾患による感染・死亡を防ぎ、アフガニスタン全土の子どもと妊娠可能な年齢層の女性の健康状態の改善に寄与することが期待されます。(ポリオ予防・撲滅のための支援については、66ページの「ポリオ」および65ページの案件紹介も参照)。

(5) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の生活向上に有効に活用できます。一方で、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。また、こうした人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より、途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全やスポーツ振興などのための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化・スポーツ関連施設および高等教育・研究機関施設の整備や機材供与、文化遺産、文化財の修復・保存・活用のための機材供与や施

設整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。

2020年には、日本語教育を含む教育分野、文化遺産保存分野、スポーツ分野への支援を含む19件の文化無償資金協力を決定しました。さらに日本は、2021年に延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」注38を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を行いました注39。このほか、スポーツ分野において142名のJICA海外協力隊員を派遣しました。



インドとスリランカそれぞれのラグビーフットボール協会に派遣中のJICA海外協力隊員が指導するユースチーム間の国際親善試合の練習会の様子。両国選手の友好親善の促進を図るほか、両国におけるラグビーの強化・普及と、国際協力を通じた青少年の健全育成を目指して開催された。(写真：JICA)

また日本は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) に設置した「日本信託基金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。2020年度は約10億円を拠出し、その中から文化遺産分野の事業を複数実施しています。特に、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていけるよう、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などにより、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承(語り伝え)などの無形文化遺産についても、同じく日本信

注38 スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム (<https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/>)

注39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外務省の取り組み (https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html)

託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどの支援を行っています。

ほかにも、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能

力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2020年はブータンの専門家を対象に文化遺産の有効活用・管理に関する研修等をテレビ会議形式で実施しました。



用語解説

*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解の増進を図るための無償資金協力。途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

(6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7、G20サミットにおいて、繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられ、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」でも言及されるなど、国際的にその取組の重要性が認識されています。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、世界最大のドナー国として、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ (GEF) * を通じた開発途上国支援も行っています。今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

日本の取組

…海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年6月のG20大阪サミットでは、議長国を務めた日本の主導のもと、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20各国に共有され、2020年12月時点では86の国と地域に共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備などを支援していくことを表明し、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、①廃棄物管理 (Management of Wastes)、②海洋ごみの回収 (Recovery)、③イノベーション (Innovation)、④能力強化 (Empowerment) に焦

点を当てた、「マリーン (MARINE) ・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブのもとで、具体的な施策を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収およびイノベーションを推進するため、途上国における能力強化を支援しています。

2018年および2019年、日本は、国際機関を通じた支援として、国連環境計画 (UNEP) ^{ユネップ} をはじめとした国際機関に対して、アジア地域における海洋プラスチックごみ対策のための科学的知見の構築や能力開発等のために、約28.4億円を拠出しました。国連環境計画アジア太平洋地域事務所による対策プロジェクト「CounterMEASURE I及びII」においては、インドシナ半島のメコン川下流域および南西アジア地域において、地域住民への啓発活動を実施し、また、プラスチックの海洋流出を監視するための手法を開発しました。その開発にあたっては、プラスチック汚染箇所を検出する日本企業の技術を活用し、プラスチック流出リスクの高い「ホットスポット」とされる886か所を特定しました。これまで、本プロジェクトを通じて回収されたプラスチックは約1,692キロ、調査のために分析されたプラスチックは約823キロ、啓発活動および清掃作業への参加者は約4,690名にのぼります。

また、2019年のG20エネルギー・環境大臣会合で採択された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、2020年のG20環境大臣会合にあわせて、サウジアラビアのイニシアティブのもと、日本が支援し、「第2次G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。

このほか、日本は、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、マイク

ロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施しています。2021年1月に開催した研修はオンラインで行い、インドネシアから5名、ベトナム、タイ、ミャンマーから各4名、合計17名が参加しました。



マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶオンライン研修の様子

加えて、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成^{けいもう}、啓蒙および広報活動なども実施しています。たとえば、日・ASEAN統合基金（JAIF）の拠出のもと、ベトナム資源環境省、一般財団法人NHKインターナショナル、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）などの様々な団体を通じて、ASEAN加盟国の行動計画策定や、漁業からの海洋ごみの監視と削減のための地域共同研究と能力構築、テレビ番組の作成、海洋プラスチックごみ対策に関するバンコク宣言2019履行のための支援等を行っています。さらに、同年12月に開催された第8回日中韓サミットでは、海洋プラスチックごみなどを含む共通の課題に対処する共同の努力を支持し、促進することを確認しました。

…海洋資源の保全

ASEAN地域においては、域内の持続可能な漁業および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすべく、IUU（違法・無報告・無規制）対策に関する研修やワークショップをSEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）との協力のもと、JICAを通じて実施しています。IUU漁業による規制閾値^{いきち}を超えた漁獲による魚類の生態系への影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の1つである漁業の持続可能性を強化することにつながります。

…気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみに温室効果ガスの削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。2020年11月に英国・グラスゴーで開催予定であったCOP26は、新型コロナウイルス感染症の影響で2021年11月に開催が延期となったものの、市場メカニズムの実施指針の採択等に向けて交渉は継続しています。

2020年3月、日本は、(NDC^{注40})（国が決定する貢献）を国連に提出し、NDCの削減目標の検討はエネルギーミックスの改定と整合的に、さらなる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指すことを表明しました。

また、2020年10月、菅総理大臣は所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力していくため、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要であると述べました。この方針に対して、グテーレス国連事務総長^{かかん}から果敢な決断を心から歓迎するとの表明があったほか、COP25議長国のチリ、COP26議長国の英国をはじめ、国際社会から高い評価が示されました。

2020年12月12日には、イギリス、フランスおよび国連が共催し、チリ、イタリアが協賛する首脳級のイベントとして「気候野心サミット2020」が開催されました。このサミットは、パリ協定採択5周年を記念し、気候変動対策へのさらなる取組を国際社会に呼びかけることを目的としたものであり、75か国・地域^の首脳、国際機関、グローバル企業、NGOやユース団体の代表が参加し、日本からは菅総理大臣が出席

^{注40} 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策を「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution：NDC）」として定め、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局に提出することになっている。



気候野心サミット2020において放映された菅総理大臣によるビデオ・メッセージ（2020年12月）

しました。菅総理大臣はビデオ・メッセージの中で、2050年までの「カーボンニュートラル」の実現を目指す上での日本の取組について述べました。

また、日本は、途上国における気候変動対策支援にも積極的に取り組んでいます。2015年には、2020年に官民合わせて約1.3兆円の気候変動に関する途上国支援を実施することを表明し、目標達成に向けて着実に取り組んでいます。

二国間の支援の具体例としては、サモアにおいて太平洋気候変動センターの設立を支援し、気候変動対策に関する専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に

努めています。また、トンガにおいては、災害に強い電力供給を支援するため、可倒式風力発電設備等の整備を支援しており、同国における再生可能エネルギーの導入促進、電力の安定供給に貢献しています。

途上国における気候変動対策支援の一つとして、優れた低・脱炭素技術などを、途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度（JCM）」*を推進しています。これにより、途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、これまでに17か国との間でJCMを構築しました。2020年末までに、モンゴル、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、サウジアラビア、タイにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する37件のプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

また、石炭火力輸出支援については、昨年、世界的実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む観点から、今後新たに計画される支援の厳格化を行いました。日本

ソロモン

ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト（2017年9月～2022年8月）

ソロモンは、国土の約90%（2020年）が森林に覆われています。林業は主要産業のひとつで、木材（主に丸太）の輸出による収益は外貨収入の約65%を占めています。近年、アジア地域の木材需要の増加に応じて輸出量も増加しています。

そのため、大規模な商業伐採の影響による森林資源の枯渇と森林の劣化が懸念されています。たとえば、2000年から2010年までの10年間で、約16万ヘクタールに及び森林において、樹木上部の枝や葉の茂っている部分を表す樹冠被覆率が20%以上も減少したといわれています。また、森林の大半が民有林であることから、森林資源の持続的な利用の促進と、森林劣化の危機に対する住民の意識の向上が重要となっています。



森林研究省職員が主導するプロジェクト会議（写真：JICA）

このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、持続可能な林業のために森林研究省の能力強化を支援しています。

プロジェクトの専門家は、森林研究省と緊密に連携し、同

省が進める森林政策や森林情報整備への技術的な支援を行うとともに、同省職員の調整・指導能力の向上のための取組も行っています。また、住民参加型のパイロット活動を通じて、森林・林地の持続的な利用に対する地域住民の意識とオーナーシップが向上した結果、森林資源に頼りすぎない生活が少しずつ実現しています。

さらに、本プロジェクトは、森林研究省と協力して、森林分野技術作業委員会の事務局を運営し森林分野で活動する援助機関を調整する中心的な役割を果たしています。このように、日本の協力がソロモンの森林政策に貢献するとともに、持続的な森林資源の利用に大きな効果をもたらしています。



パイロット活動の一環として、住民へコミュニティの境界策定を指導するJICA専門家（写真：JICA）



太平洋島嶼国の気候変動対策業務の拠点となるサモアの太平洋気候変動センター（写真：JICA）

として、相手国のエネルギー政策や気候変動政策への関与を深め、脱炭素社会の実現をリードしていきます。

さらに日本は、世界最大の多国間気候基金である「緑の気候基金（GCF）」*を通じた途上国支援も行っています。日本は、同基金に最大30億ドルの拠出を表明しており、同基金の第2位のドナー国として、気候変動の影響に脆弱な国々への支援に力を入れています。GCFでは、2020年12月までに159件の案件がGCFの支援事業として承認・実施されており、全体で12億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による4.1億人の裨益が見込まれています。また、日本からは、JICAおよび三菱UFJ銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに三菱UFJ銀行による2つの事業案件（チリにおける太陽光・揚水水力発電計画（2019年7月）およびサブサハラ・南米7か国における持続可能な民間森林事業支援（2020年3月））が採択されました。

…生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に生物多様性条約*第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、愛知目標*の達成に向けた途上国の能力開発などを支援するため、「生物多様性日本基金」*に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップの開催などが進められています。ま

た、愛知目標に替わる次の世界目標を含む、ポスト2020生物多様性枠組の策定に向けたプロセスの一環として、公開作業部会などが開催され、日本も議論に参加し、貢献しました。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に参加するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本は、ゾウの密猟対策を実施する施設の建設などを支援しています。

…環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを途上国の公害問題を解決するために活用しています。また、化学産業における環境管理技術、環境負荷化学物質の分析技術およびリスク評価、化学物質の微量文政技術等において、途上国への専門家の派遣および途上国からの研修員の受入れなどの技術協力を行っています。

2013年に日本で開催された、水銀に関する水俣条約外交会議において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導し、同条約は2017年8月に発効しました。日本は、水俣病^{みなまた}注41の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。2020年12月には、UNEP-ROAPを実施機関とし、10か国を対象とした水銀管理に関するオンライン研修を行うなど、途上国に対する支援を行いました。

また廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに10,000人育成することとしたほか、2020年11から12月まで6回にわたり、国際連合地域開発センターとの共催で、「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム第10回会合」をウェブ

注41 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認された。

ナーシリーズとして開催しました。同会合では、アジア太平洋地域における3R^{注42}および循環経済推進に役立つ制度面および技術面の情報を各国と共有するとともに、会合の成果としてアジア太平洋地域における廃棄物問題の概要をまとめた「プラスチック廃棄物レポート」を採択しました。

また2020年11月には、日本はカンボジアとの間で、海洋プラスチックごみ対策計画に関する交換公文に署名しました。この計画では、国連開発計画(UNDP)と連携し、4R(Refuse(使用拒否)、Reduce(使用量削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用))の促進や市民・企業のごみ出し意識啓発のための事業を行い、都市部の環境改善とメコン川を通じて海洋に排出されるプラスチックごみの削減を図ることで、カン

ボジア国民の都市生活環境整備や、持続的な開発目標(SDGs)のゴール14「海の豊かさを守ろう」に貢献することが期待されます。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)*」では、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行っています。大雨によって廃棄物の山が崩落した事故を受け、日本は、見返り資金の活用によるパイロット工事や専門家の現地指導により、日本が開発しアジア・アフリカなど世界各地で導入が進んでいる「福岡方式」を同処分場に適用することで、再崩落の防止および今後の安全対策を支援しています。2019年より開始していた最初の安全対策工事については、2020年10月に完工しました。



用語解説

*地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)

開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む183か国が参加(2020年6月時点)。世界銀行(WB)がトラスティを務める。国際開発金融機関(WBやADB等)、国連機関(UNDPやUNEP等)など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質および廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約の5条約の資金メカニズムに指定されている。

*二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)

優れた脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国に提供し、温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

*緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間気候基金。

*生物多様性条約(CBD: Convention on Biological Diversity)

生物多様性問題に対して地球規模での取組を進めるため、1992年に採択された条約。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用(生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること)、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

*愛知目標(戦略計画2011-2020)

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指しており、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動の実施を目的として、20の個別目標を設定している。

*生物多様性日本基金

愛知目標の達成のため、開発途上国の能力養成を行うことを目的としてCOP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。日本は、2010年および2011年度に計50億円を拠出。

*アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP: African Clean Cities Platform)

2017年4月に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)および国連人間居住計画(UN-Habitat)とともに設立。アフリカの37か国65都市が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材等の作成、スタディツアーの企画などを実施している。

注42 Reduce(リデュース: 廃棄物の削減)、Reuse(リユース: 再使用)、Recycle(リサイクル: 再生利用)の3つのRの総称。



ACCPの取組の一つであるエチオピアの都市における廃棄物管理支援事業（UN-HABITAT 経由）で、「福岡方式」の開発者である松藤康可福岡大学名誉教授が現場で指導している様子

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会全体に深刻な影響を与えています。このため、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求めら

れており、中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」を推進することが重要となっています。

また、近年、人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。たとえば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水などの汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが重要な開発協力課題となっています。

そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び居住地の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

ネパール

チトワン郡における災害リスク軽減能力強化プロジェクト（第1、2年次）

日本NGO連携無償資金協力（2017年11月～2019年11月）

一般公募

ネパール南部の平野部に位置するチトワン郡マディ市では、南から北に向かって流れる大小複数の川があり、毎年雨期になると頻繁に氾濫して田畑や家屋に洪水の被害を与えてきました。そこで、特定非営利活動法人「シャプラニール＝市民による海外協力の会」は、“One River One Community”という、1つの川を1つのコミュニティとして捉え、上流から下流まで一貫して洪水対策に取り組む広域流域管理の概念のもと、川全体の災害リスクを減らす事業を実施しました。マディ市のバンドルムレ川周辺の8つの集落において、2016年から独自に事業をはじめ、2017年からは日本NGO連携無償資金協力を通じて3年にわたって防災事業に取り組みました。

洪水リスクを減らす直接的な対策としては、日本の地滑り・洪水防災技術の専門家による調査と技術指導のもと、川幅を拡幅して土堤を設け、洪水リスクがある危険な場所には籠に石を詰めた蛇籠で護岸工事をするなど、インフラ整備を行いました。また、バンドルムレ川流域において、コミュニティ災害管理委員会の結成を促し定期的な会合を実施して、集落ごとに防災地図（ハザードマップ）を作りました。さらに、大雨時に警戒を知らせる手動回転式サイレンを提供するなど、住民の防災意識の向上にも取り組みました。

その結果、事業開始から3度の雨期を経ても、対象地域で

の洪水は報告されていません。また、住民たちは、これまで川が氾濫する直前や氾濫してから避難していたのが、上流の集落から下流の集落へサイレンを使って危険を知らせるなど、事前に防災のための行動がとれるようになりました。さらには、この取組を高く評価したマディ市が、市の予算に洪水対策の防災予算を計上するなど、ODAの基本理念である自立的成長を促す、持続的な取組となっています。



ハザードマップ作成のため、住民たちがコミュニティ内で洪水被害を受ける場所、安全な場所を地面に地図を描きながら確認している様子（写真：シャプラニール＝市民による海外協力の会）

日本の取組

…防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験^{つちか}で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組みには、「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、2019年、安倍総理大臣（当時）が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表しました。日本は、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、防災に関する日本の進んだ知見と技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。具体的には、洪水対策などのため、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援を行うことに加え、行政官や地方リーダー計4万8千人の人材育成、および次世代を担う子どもたち計3万7千人に対する防災教育の実施を表明しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測などの分野での人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。



ホンジュラスでのJICA専門家による防災訓練の様子（写真：JICA）

このほか、2015年12月の国連総会において、安倍総理大臣（当時）の呼びかけにより、11月5日を

津波に対する意識啓発のため、「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2019年9月に札幌にて、「『世界津波の日』2019高校生サミット in 北海道」が開催され、2020年11月にはオンラインにて、「第3回世界津波博物館会議」が開催されました。

また、日本は国際機関を通じた防災協力も実施しています。たとえば、UNDPと緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や津波避難訓練などの事業を実施しています。同事業のフェーズIは、「世界津波の日」に基づき、津波防災啓蒙および各国の防災能力強化や体制強化を現場における実践的な観点から支援を行い、津波に脆弱な地域^{ぜいじやく}の子どもを含むコミュニティの住民が、津波に備え、自然災害が発生したときにどう行動すべきかを学ぶことを目的としたもので、2017年6月から2018年11月までに実施されました。同事業では、対象18か国、計115校において津波防災計画の策定・更新、津波教育プログラムが実施され、61,175名が避難訓練に参加するとともに、アジア太平洋地域の学校津波対策ガイドブックも策定、活用されました。この経験をもとに2018年12月から開始されたフェーズII^{注43}では、2020年7月までを対象期間とし、パラオで9月を防災月間とする大統領令が発出されるなど防災の制度化が推進されたほか、136の学校の教師等の研修、11か国202の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、88,841名の生徒、教師、および学校関係者が津波避難訓練に参加しました。

加えて、国連訓練調査研究所（UNITAR）とも協力しており、2016年から毎年、UNITAR広島事務所により、「世界津波の日」の普及・啓発を目的とし、自然災害に脆弱な途上国の女性行政官などを対象に、自然災害、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成事業（講義、国内被災地のスタディツアー等）が実施されています。同事業には、2019年までに太平洋・インド洋島嶼国^{とうしよ}18か国から123名が参加しました。

…持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害

注43 対象国はアジア太平洋地域の18か国（うち5か国は新規）。

復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「Build Back Better（より良い復興）」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

(8) 食料安全保障^{注44} および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）が共同で作成した報告書である「世界の食料安全保障と栄養の現状2020」によると、2019年の世界の栄養不足人口は6億8,780万人で、世界の約11人に1人に達したと推定されています。2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じて以降、6千万人以上増加しています。SDGsの目標2として掲げられた「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する世界経済の落ち込みにより、暫定的な予測ではあるものの、8千万人から1億3千万人が追加的に栄養不足に陥る可能性が指摘されています。この深刻な食料危機に対し、レジリエンス（強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速と拡大が世界に呼びかけられています。

食料安全保障を確保するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネットの確立、必要な食料支援や病害虫・家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められます。栄養状態の改善については、特に、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における妊婦と子どもの栄養状態を改善することが、子どもの長期的な成長過程にも多大な影響を与え

るため、重要とされています。

また、開発途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発に取り組むことも重要です。加えて、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などが農産物の付加価値としてあげられます。

日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題として、食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している途上国に対して食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。中長期的支援として、具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案などの支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラ整備などを実施しています。



インドのヒマーチャル・プラデシュ州マンディ県における、野菜栽培・加工の現地普及員らが地区農民に技術指導を実施する様子（写真：JICA）

注44 すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態のこと。

外国人人材の受入れ促進でラオスと日本の農家を活性化！

～ラオス政府・香川県ファーマーズ協同組合・JICAの連携による農業振興～

ラオス北部のシェンクワン県は、農業開発が遅れインフラも整備されていない山岳地域に位置し、モン族などの山岳民族が主に焼畑農業や自然採取した果樹などで生計を立てている貧困地域です。ラオス政府は、山岳民族の定住農業への転換を促進する施策を進めていますが、貧困問題を解決するには至っていません。

2008年から、アジアからの技能実習生を受け入れている香川県ファーマーズ協同組合は、ラオスからの技能実習生の出身地であるシェンクワン県の現状を知り、同県の貧困農家が定住して農作物を栽培・収穫し、安定した収入を得られるよう、2017年より産地形成に向けた事業を開始しました。

香川県ファーマーズ協同組合の^{こんどうたかし}近藤隆理事長は次のように話します。「高冷地であるシェンクワン県の気候は、温帯の野菜や果樹の栽培に適していることから、香川県で栽培しているニンニクの種子の試作に着手しました。農業生産法人をラオスに設立し、苗木栽培も開始しています。将来的には、キウイフルーツの花粉を授粉用に栽培することなどを目標にしています。現地の気候や状況に合わせ、現地スタッフと連携して農民に技術指導したり、資材を供給しています。」また、本事業に参加している組合員の株式会社^{もりかわたけし}アンフィニの森川剛史氏も「現地に適合する可能性のある果樹苗木を選別して日本からラオスに輸出しました。将来的には農作物を加工して商品化し、優良な品種をラオス産として販売促進活動を行い、近隣諸国へ輸出していきたいと考えています。」と抱負を語っています。

これまで香川県ファーマーズ協同組合は、「外国人技能実習制度」を活用し、技能実習生を送り出す「途上国



ラオスからの技能実習生がニンニクの出荷作業を行う様子（写真：香川県ファーマーズ協同組合）

の農村」と、受け入れる「日本の地域」の双方にメリットを生み出してきました。現在、ラオスを含め4か国から約200名の外国人人材を受け入れており、技能実習生たちは、2020年12月時点で最長で6年間、同協同組合傘下の農家で労働に従事しながら農法を学んでいます。ラオスについては、技

能実習生の帰国後、現地農業生産法人が彼らに働く場を提供するといった流れもできつつあり、香川県で学んだ



ラオス・シェンクワン県の農村の風景（写真：香川県ファーマーズ協同組合）

技能実習生が山岳民族の居住する地域で農業支援の一翼を担って活躍しているケースもあります。ラオスの農家にとっては所得の向上と就農・雇用の機会創出、香川県の農家にとっては安定的な人手の確保ができ、将来的にはラオスからの良質な種子や花粉も確保できるようになるというwin-winの関係につながっているのです。

こうした香川県ファーマーズ協同組合の活動を一層拡充すべく、2019年10月、「持続的農業開発にかかるシェンクワンー香川県ーJICA連携プログラム」が開始されました。同プログラムは、ラオス農業森林省、香川県ファーマーズ共同組合、そしてJICAが連携し、シェンクワン県において、野菜・果樹の生産・販売を支援し、貧困農民の生計向上を目指すものです。JICAは、ラオス政府との調整や行政手続の円滑化、農業普及員への指導、農産物の流通に関わる市場調査を実施しており、今後、JICA海外協力隊や専門家を派遣して、農家や農業法人の活動を支援します。香川県では、技能実習生の受入れ環境の改善等、民間企業や関連団体の賛同を得てオール香川で新たな取組を推進しています。「シェンクワンー香川県ーJICA連携プログラムは、ODAと外国人技能実習制度の協働によるラオスと香川県の双方のニーズに応える好事例です。」と、JICA経済開発部の^{しのぎきゆうすけ}篠崎祐介氏は語ります。

本事業に参加している、NPO法人アクティブチェーン^{すえざわかつひこ}農学の末澤克彦氏は、「日本の技術をそのまま輸出するのではなく、現地に適合させるための指導や助言が重要」と指摘します。また、近藤理事長も、本事業の成果と今後の目標について次のように語ります。「帰国した技能実習生が、日本で学んだ技術を自国で活かせるよう支援を続けた結果、意欲ある優秀な人材が技能実習に応募してくれるようになっています。この良い循環をしっかりと続け、将来につなげていきたいです。」

外国人人材の受入れを基盤とした産地形成事業の成功が、今後も途上国と日本双方の地方の農業振興につながっていくことが期待されます。

…食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2019年度には、二国間食糧援助として13か国に対し、総額40.5億円の支援を行い、日本政府米を中心に、約68万トンの穀物（コメ、小麦）を供与しました。

また、日本は、WFPとの連携の下、ネパールのヌワコット郡において、地産地消型食材を用いた学校給食を提供するための施設整備及び学校給食普及に向けた能力構築並びに地域住民への栄養教育のための研修等を実施するための3.52億円の無償資金協力を行いました。

二国間支援に加え、日本は、国際機関と連携して、飢饉の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食糧支援、教育の機会を促進する学校給食プログラムのほか、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。

WFPは2019年に、世界83か国で約9,710万人に対し、約420万トンの食糧を配布するなどの活動を行っており、日本は2019年、WFPの事業に総額1億5,693万ドルを拠出しました。

栄養改善への取組に関しても、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じた支援を行っています。ほかにも、日本は、国際的に栄養改善の取組を牽引する国際的イニシアティブであるSUN（Scaling Up Nutrition）にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は、民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者などによる途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献しています。

ベトナム

栄養士制度普及促進事業

JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業*1（味の素による「ベトナム栄養制度創設プロジェクト」との連携）（2014年4月～2016年6月）

一般公募

近年成長が著しいベトナムにおいては、国が豊かになりつつある一方で、肥満などの過栄養や生活習慣病の急増といった健康問題が現れはじめています。そのため、正しい栄養知識を国民に伝える栄養士を養成する必要性が高まっています。

そこで、2011年、味の素株式会社はベトナム国立栄養研究所とともに「ベトナム栄養制度創設プロジェクト*2」を開始し、2013年には4年制栄養士養成コースがハノイ医科大学に開講されました。日本栄養士会、十文字学園女子大学、神奈川県立保健福祉大学などが同プロジェクトに協力し、2017年にはベトナム初の栄養士が43名誕生しました。

また、同社は、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて、栄養関連制度に関わる政府、大学および病院関係者と、栄養士養成コースの教官および学生を日本に招いて研修を実施しました。また、訪日した関係者らは日本で学んだ知識や現場視察の経験を基に、ベトナム国内で栄養管理や政策の重要性を伝える「栄養シンポジウム」を開催しました。



ベトナム人栄養士がインターンとして京都大学病院の栄養士から学んでいる様子（写真：味の素ファンデーション）

その成果もあり、2015年には栄養士が公務員の職業として法的に認定されるなど、ベトナムにおける

栄養士制度の基盤ができました。

同社はその後も支援を続け、臨床栄養分野におけるインターンシップ事業や現地ワークショップを行いました*3。また、2017年以降は、公益財団法人味の素ファンデーションが

事業を継続し、現在では栄養士を養成する大学は9校にまで増えました。ベトナム保健大臣はワークショップで「5年で500人」の栄養士養成に言及しており、その目標に向けて、様々な支援が積み重ねられています。

新たに誕生した栄養士が、ベトナム国内での健康状態の向上のための担い手として活躍するためには、まだまだ教育や制度の充実が必要です。栄養士が活躍できるよう、味の素ファンデーションは、持続可能な仕組みづくりのための支援を行っています。



ベトナム国立栄養研究所の研修センターで栄養学を学んでいる医療従事者とプロジェクト専門家（写真：味の素ファンデーション）

*1 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業（現：普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型））

*2 Vietnam Nutrition system Establishment Project (VINEP)

*3 医療技術等国際展開推進事業（2015年、2017年）

国際連合世界食糧計画（WFP）の2020年ノーベル平和賞受賞

2020年10月9日、2020年のノーベル平和賞にWFPが選ばれました。WFPは、1961年に設立された緊急食糧支援等を実施する国連の機関です。

菅総理大臣および茂木外務大臣は、受賞に対する祝意を表明するメッセージをそれぞれ発出しました。その中で、今日、世界が新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面する中、連日対応にあたっているWFP職員に深甚なる敬意を表するとともに、国際連合唯一の食糧支援機関として、人道危機に際し、豊富な活動実績を有するWFPを高く評価しており、今後もWFPの取組を力強く後押ししていく考えを表明しました（WFPの邦人職員の活躍については、12ページのコラムも参照）。



WFP日本事務所、WFP協会およびWFP議員連盟一行による表敬を受け、WFPのノーベル平和賞受賞について報告を受けた菅総理大臣（写真：内閣広報室）

このほか、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において、日本は、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げ、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）にて、アフリカの5歳以下の子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの経験・知見をアフリカ全土に拡大することを表明しました。このように、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

…東京栄養サミット2021の開催

日本は、栄養をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に重要な基礎分野と位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック開催国として、2021年12月を目処に「東京栄養サミット2021」を開催する予定です。同サミットを通じて、栄養改善に向けた国際的取組を推進することを目指しています。

同サミットでは、栄養に関連する様々な分野を取り上げ、多くの関係者とともに課題解決に向けた議論を行う予定です。具体的には、栄養のUHCへの統合、健康的で持続可能なフード食料システムの構築、脆弱な状況下における栄養不良対策、データに基づくモニタリング（説明責任）、栄養改善のための財源確保の5つのテーマを取り上げる予定です（UHCについて、詳細は61ページから63ページを参照）。

…フードバリューチェーンの構築と農林水産業の振興

日本は、政府と民間企業が連携した取組により、途上国などにおけるフードバリューチェーンの構築を推進しています。2019年12月には、各国・地域でフードバリューチェーン構築の重点的取組を定めた「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定し、2020年度には、同プランに基づき、ベトナム、タイ等と二国間政策対話などを実施しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援などを行っています。

さらに、2019年のTICAD7において、サブサハラ・アフリカのコメ生産量をさらに倍増（2018年目標値の2,800万トンから2030年までに5,600万トンへ倍増）させることを目標として、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）フェーズ2の立ち上げを表明しました。CARDフェーズ2では、対象国を23か国から32か国に増やし、自国産米の品質向上のための取組を含むRICEアプローチ*を採用することなどにより、コメの生産量倍増に向けた取組を強化しています。

モロッコ

水産業振興のための JICA 専門家派遣
個別専門家 (2017年5月~2020年1月)

日本とモロッコとの間には、水産セクター開発において40年にわたる長い協力の歴史があります。日本は、水産インフラ整備、沿岸漁業振興、水産教育、資源研究といった多面的な支援を行いました。今や、モロッコの水産業はアフリカ最大級の漁獲量を誇るまでに発展し、水産物は国の総輸出額の約10%を占め、関連産業を含めて約66万人もの雇用を生んでいます。その一方で、社会的、経済的に弱い立場にある零細漁業者も少なくありません。

そのため、2017年5月から、^{すげやましゅんじ}杉山 俊 土 専門家がモロッコの海洋漁業局に行政アドバイザーとして派遣されました。

杉山専門家はまず、零細漁業の実態を知るため、海洋漁業局の同僚とともに数か月かけて、沿岸部に点在する約23か所の漁村を訪ねました。そして、漁師たちが訴える過酷な状況に耳を傾け、地場製品の開発、観光業と漁業の連携、女性グループの参画、といった様々な可能性について現場で議論し、その結果を提言としてまとめ、モロッコ政府に提出しました。



漁民との会話を通じて漁村の状況を確認する杉山専門家 (写真: JICA)

その内容は、イワシの瓶詰めの製造やムール貝の養殖を通じた零細漁業者の収入機会向上のための取組、欧米からの観光客の取り込みに向けた漁協直営レストランや水産物直売所と漁港の連携とい

った取組などで、これに加え、水産物直販のための技術研修なども行いました。

また、モロッコは、日本から学んだ水産インフラ整備などの経験を生かしてサブサハラアフリカ諸国への南南協力*1

を進めています。杉山専門家はそのような同国の活動も後押しし、アフリカ地域全体で水産分野が発展するための協力を進めています。

なお、この提言は、モロッコの水産セクターの持続的な発展を意図した「ブルーエコノミー (BE)*2」の具体的な実施枠組みとしてまとめられたものであり、日本にとっても、BEという新しい分野での支援の経験を得ることにつながっています。このように、日本とモロッコの双方にとって有益な新たな試みが着々と進められています。

*1 118ページの用語解説を参照。

*2 海や河川、湖などにおける資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。多様な関係者を巻き込み、地域の海洋・水産資源を有効活用した経済開発を目指すコンセプトで、近年脚光を浴びており、モロッコだけでなくアフリカ諸国でもその取組への期待が高い上、水産品加工や商品開発における日本の経験を活かすことが可能。



女性組合と地場産品のアイデアを交換する杉山専門家 (写真: JICA)

なお、自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ*を通じ、2019年までに、アフリカ以外を含む29か国を対象に、技術指導員18,013人、小規模農家183,042人に対して、市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。

加えて日本は、TICAD VIにおける各国からの農業



カメルーン的首都ヤウンデ市で陸稲の収穫後処理研修において唐眞の説明を行う日本人専門家

分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と日本とをつなぐプラットフォームを立ち上げました。同プラットフォームに基づき、2019年から2020年までの間に、7名の経験豊かな専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

…多国間協力による食料安全保障

「責任ある農業投資」*のもと、FAO、IFAD、国際連合貿易開発会議 (UNCTAD)、世界銀行の4つの国際機関で「責任ある農業投資原則 (PRAI)」が策定され、2014年の世界食料安全保障委員会 (CFS) では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則 (CFS-RAI)」が採択されました。日本は、関係国際機関と連携し、「責任ある農業投資」のための調査研究や、地域レベルの意識向上と理解促進を図るため、優良事例を共有するなどの取組を推進しています。

また、2016年のG7伊勢志摩サミットで、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を発表しました。同行動ビジョンを受け、2030年までの目標達成のため、女性のエンパワーメント、栄養改善、農業・フードシステムにおける持続可能性および強靱性の確保を重点分野として取り組んでいます。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム (AMIS : Agricultural Market Information System)」を支援する取組を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、これを活用してG20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格など)を共有しています。日本は、食料安全保障の向上に貢献するべく、日本の情報を共有するとともに、AMISへの事業費の拠出を行っています。

そのほか日本は、途上国が自らの食料生産基盤を強

化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ (CGIAR)、WFPなどの国際機関を通じた農業支援に加え、国際獣疫事務局 (OIE) やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。たとえば、日本はFAOを通じて、途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。加えて、15の農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発などの研究を支援するとともに、研究者間の交流を通じたCGIARとの連携を進めています。また、^{こうていえき}口蹄疫、ASF (アフリカ豚熱) などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症について、OIEとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs)」への積極的な貢献などを通じて、両国際機関と連携しながら、アジア・太平洋地域における動物衛生の向上に貢献しています (149ページの、「匠の技術、世界へ」も参照)。



用語解説

* ネリカ (NERICA : New Rice for Africa)

1994年、国際農業研究協議グループ (CGIAR) のアフリカ稲センター (Africa Rice Center) が、多収量であるアジア稲と雑草と、病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥 (干ばつ) に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から、国際機関やNGOと連携し、新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を実施するとともに、農業専門家やJICA海外協力隊を派遣した栽培指導や、アフリカ各国の研修員の日本国内での受け入れを行っている。

* アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコム生産国と連携して活動することを目的とした、ドナー (援助国、アフリカ地域機関、国際機関など) が参加する協議グループ。アフリカにおけるコム生産拡大に向けた自助努力を支援するため、2008年第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) において我が国が提唱し、立ち上げた。

* RICE (Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment) アプローチ

CARD フェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコム生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動・人口増に対応した生産安定化や、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

* 小規模農家向け市場志向型農業振興

(SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチ

2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチであり、野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の所得向上を目指すもの。日本は、2013年の第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) において、SHEPアプローチのアフリカ諸国への広域展開と人材育成 (技術指導員1,000人、小農組織5万人) を表明するなど、同アプローチを取り入れた活動をアフリカを中心に世界各国で実践している。

* 責任ある農業投資 (Responsible Agricultural Investment)

世界規模での食料増産の必要性や国際食料価格の高騰を踏まえ、途上国の農村部における深刻な貧困の削減などを目的とした農業投資の増加の必要性と、農業投資によって生じる現地の人々の食料安全保障や土地所有権などの様々な権利が脅かされるといった意図せざる負の影響への対応の調和を図ることで、農民を含む現地と投資家の利益の最大化、および両者のリスクの最小化を目指すもの。2009年のG8ラクイラ・サミット (イタリア) において、日本が提唱。

(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は、2018年時点で約7.9億人、特に、サブサハラ・アフリカでは、同地域人口の約2人に1人以上に上るといわれています。2030年においても、世界で約23億人がクリーンな調理燃料・技術（電気、LPG、天然ガスなど）へのアクセスがないと予想されており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の1つにもなっています。また、電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや、雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

日本の取組

日本は、途上国の持続可能な開発を確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供

し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。たとえば、日本はケニアにおいて、クリーンかつ天候に左右されない安定的な電力供給のため、円借款により、オルカリア地熱地帯における地熱発電所の建設・改修などを支援しており、合計で約400メガワットの発電に貢献しています。また、国土が狭くかつ散在し、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域では、日本は、「ハイブリッド・アイランド構想」のもと、エネルギー安全保障および低・脱炭素達成社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。サモアにおいては、我が国の支援により設置した太平洋気候変動センターにおいて、太平洋島嶼国地域における気候変動対策分野の人材育成にも注力しています。

アゼルバイジャン

①セヴェルナヤ*・ガス火力複合発電所計画、 ②シマル・ガス火力複合発電所2号機建設計画

有償資金協力(円借款) (①1998年2月～2003年10月、②2005年5月～2019年9月)

カスピ海に面するアゼルバイジャンは、石油や天然ガスなどの豊富な天然資源に恵まれています。1991年にソ連から独立した後、急速な経済成長に伴い、工業用のみならず一般家庭における電力需要が急増したため、ソ連時代からの老朽化した発電設備では電力需要を満たせていませんでした。特に、1980年代から使用し続けてきた発電設備および送電線の老朽化は深刻な問題となっていました。

この状況を打開するため、日本は本事業を通じ、電力需要が集中する同国東部地域において、シマル火力複合発電所1号機および2号機のガス火力複合発電設備の建設を支援しました。これら2基の合計出力はアゼルバイジャンの発電容量の約10%を占めています。本事業は、同国初の熱効率の高い、優れた発電設備を導入することで、同国の電力不足の緩和や経済の持続的成長に大きく貢献しています。また、同国の電力ネットワーク全体の中で、電力を持続的かつ安定的に供給することに貢献しています。



シマル・ガス火力複合発電所2号機の外観 (写真：JICA)

なお、この2つの発電設備の完成の裏には、設計から完工まで25年以上にわたる、その実現のために尽

力した東電設計株式会社の佐藤光行氏による献身的な取組がありました。アゼルバイジャン側の財政難等の問題から、事業の完工が見通せない時期もありましたが、佐藤氏は先方実施機関のスタッフと交渉し、建設を進めるための方策を一緒に話し合いながら、本事業の完工に邁進しました。その結果、2号機についても2019年9月に開所式を迎えることができました。その功績はアゼルバイジャン政府からも大きく評価され、同年12月、佐藤氏は大統領からエネルギー分野での功労者に贈与される「進歩勲章」を授与されました。

このような、佐藤氏をはじめとする日本側関係者の努力と熱意が、同国の発展とともに、日本とアゼルバイジャンの友好関係の促進にも大きく貢献しています。



アゼルバイジャンの大統領から進歩勲章を授与された佐藤氏 (写真：JICA)

* 現在はアゼルバイジャン語を用いて「セヴェルナヤ」ではなく「シマル」と呼ばれています。



チュニジアのラデス発電所において、日本企業関係者が地元の小学生にコンパインド・サイクル（ガス火力）発電施設の建設について説明する様子

また日本は、石油・ガス・鉱物資源などの開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みである「採取産業透明性イニシアティブ (EITI)」を支援しています。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、資源産出国政府は採取産業から受け取った金額を、それぞれEITIに報告しています。47の資源産出国と、日本を含む多数の支援国に加え、採取企業やNGOが参加して資金の流れを透明化することで、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる、責任ある資源開発の促進を目指しています。

(10) SDGs達成のための科学技術イノベーション (Science, Technology and Innovation for SDGs : STI for SDGs)

現在、世界では、人工知能 (AI) やロボット技術に代表される科学技術の進展により、製造業、サービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報技術、情報通信技術 (ICT 注45) が活用されるなど、社会変革が生じ、経済成長を支えています。

国連は、持続可能な開発のための2030アジェンダ (パラグラフ70) に基づき、国連機関間タスクチーム (UN-IATT : UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs) を設立し、各国との連携のもと、地球規模でのSTI for SDGsを推進しています。また、2016年以降、SDGsに関する国連STI フォーラムが毎年開催され、2019年9月のSDGサミット政治宣言では、持続可能な開発のためのデジタル変革に重点を置いたSTIの活用への貢献する旨が盛り込まれるなど、限られた資源を最大限活用し、SDGsの実現に貢献するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

ジョージア

ツアルカ地区2村バイオブリケット製造施設建設計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力 (2019年2月~2020年2月)

ジョージアのツアルカ地区は、首都トビリシから約100キロ西に位置しています。同地区は、自然災害のためジョージア西部の山岳部から移住を余儀なくされた人々や、紛争による国内避難民などを含む、アルメニア系、アゼルバイジャン系、ギリシャ系からなる多様な人種が暮らす地域の1つです。また、「ジョージアのシベリア」とも呼ばれるほど冬の寒さが厳しいことでも知られています。生産できる農作物も限られていることから、住民の多くが貧しい生活を送っています。

ツアルカ地区では、ガスの配給が行き届いておらず、依然として薪ストーブが使用されており、長く厳しい冬を越すた



本案件で建設されたバイオブリケット製造施設

めに、1世帯が1年間に使用する薪の量は約1トンから1.5トンにものぼると言われています。しかし、同地区では、薪を購入できない貧困世帯も多く、木材を

不法に伐採する事例も報告されています。また、同地区に生育している木々は、本来防風林として植えられた人工林である



バイオブリケットを製造する様子

ため、伐採による防災への悪影響も懸念されています。

このような状況を受け、日本は現地のNGO「ブリッジイノベーションと開発」を通じて、同地区の2つの村にバイオブリケットと呼ばれる加工薪の製造施設を建設しました。バイオブリケットは、間伐材やおがくずなど、住民の生活空間に既に存在している廃材を利用して作られるため、薪と比較して安価です。これによって、約200世帯 (約1,000人) がバイオブリケットを使うことができるようになり、住民による森林伐採に歯止めがかかり、周辺地域の環境保全にもつながることが期待されています。

注45 37ページの注8 参照

4

開発協カトピックス

「インフラシステム海外展開戦略2025」の策定

日本政府は、インフラ輸出による経済成長の実現のため、2013年に「インフラシステム輸出戦略」を策定し、2020年までに約30兆円のインフラシステム受注を成果目標として推進してきました。

2020年12月に開催された第49回経協インフラ戦略会議^{*1}において、近年のインフラ輸出を巡る国際競争の激化やデジタル化の急速な進展などの国際的な環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定されました。新戦略では、2021年から5年間の目標として、2025年のインフラシステムの受注額を新たに34兆円とした成果目標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しています。

新戦略では、従来の産業競争力向上による「経済成長の実現」の目的に加え、これまでになかった方針として、「質の高いインフラの海外展開の推進を通じた『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』の実現等の外交課題への対応」と「展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献」が打ち出されました。FOIPについては、主要な取組の1つである連結性の強化に貢献する質の高いインフラ構築に係る案件形成や、新型コロナウイルス収束後の国際環境の中で、展開先となる国・地域とともに考え、発展し、繁栄するモデルを推進することが示されています。また、SDGsについては、環境・気候変動、感染症、防災などの重要な地球規模課題への対処が急務であり、これらに資するインフラ事業の形成・参画に向けて取り組んでいくことが明記されました。気候変動については、2050年までに温室



東ティモールの唯一の国際湾口となっているディリ港で、日本の協力により新しく建設されたフェリーターミナルに停泊する国内フェリーに乗客が乗り込む様子（写真：JICA）

効果ガス排出を
実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進するとともに、世界の脱炭素化にも貢献することが明



インド工科大学にて行われたリチウムイオン電池搭載の電動三輪車の試運転。富山市の民間企業「ITSEV」が高気温に適したリチウムイオン電池による都市大気改善事業にかかる案件化調査を行った。（写真：JICA）

記されています。

加えて、官民連携についても、新戦略の具体的施策の柱の一つに位置付けられています。インフラの整備やO&M（運転・保守）、法制度の整備、人材育成などにおいて、円借款、海外投融資、無償資金協力、技術協力などの様々なメニューを組み合わせながら取組を充実させていく考えです。これにより、日本のODAを含む公的資金の優位性と日本企業の技術力や資金力を組み合わせた魅力的なパッケージとして、日本企業の海外展開と相手国の経済社会開発の双方に資する開発協力を、最大限効果的かつ戦略的に活用していきます。

新戦略で打ち出した方針の実現に向け、ODAを含む公的資金も戦略的に活用しつつ、相手国のニーズに合わせた形で、我が国の優れた技術・ノウハウを含む質の高いインフラを途上国に提供し、インフラの海外展開を促進していく考えです（FOIP実現のための取組については35ページの「開発協カトピックス」、SDGsについては第II部3.地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進を参照）。

^{*1} 日本の経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、内閣官房長官を議長として開催されているもの。

日本の取組

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で、自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、近年、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」などにより、途上国が抱える課題解決のための科学技術面での協力に取り組んできました（SATREPSについて、詳細は40ページの「用語解説」を参照）。たとえば、インドネシアでの地熱探査技術開発による低炭素社会に寄与する地熱エネルギー利用促進や、ザンビアでの鉛汚染のメカニズム解明と予防・環境修復技術の開発は、SATREPSによる課題解決の好例といえます（SATREPSによる具体的な取組について、149ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

2015年12月、日本の外交や国際会議を含む各種外交政策の企画・立案過程に活用する「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」の一環として、科学技術外交の関連分野における学識経験者で構成される「科学技術外交推進会議」が設置されました。同会議は、2017年5月に、SDGs実施に向けた科学技術外交の具体的な取組に関する提言「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』でグローバル課題の解決を」および、2018年5月に、SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言をそれぞれ公表しました。



インド工科大学ハイデラバード校で実施された日印共同研究事業（エネルギー低炭素社会実現を目指した新興国におけるスマートシティの構築）（写真：JICA）

この2つの提言も踏まえて、2019年のG20大阪サミットでは、STIの重要性、ならびに、STIの潜在力を活用する上で、政府、学术界、研究機関、市民社会、民間セクターおよび国際機関を含む様々な利害関係者の効果的な関与が不可欠である旨が認識され、大

阪首脳宣言の付属文書として、G20開発作業部会で作成された「持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）ロードマップ策定の基本的考え方」が承認されました。

これに並行し、UN-IATTは、世界各国でのロードマップ策定検討を促進させるため、「グローバルパイロットプログラム」と呼ばれる取組を開始し、エチオピア、ガーナ、ケニア、インド、セルビアの5か国が最初のパイロット国に選ばれました。日本は、EUおよび国際機関と協力してこれら5か国を支援するため、特にケニアとインドについて、2020年度よりロードマップの策定やその実施における支援を始めています。

また、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、日本は、同会議に向けて科学技術外交推進会議から提出された提言である「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」の内容を踏まえ、STI for SDGsのための国際共同研究および国際機関と連携した研究開発成果の実用化の促進に向けた議論に貢献しました。また、TICAD7の成果文書として採択された「横浜宣言2019」の中でも、STIの重要な役割を認識する旨が盛り込まれました。

加えて、途上国などのSDGs達成に貢献しうる日本の優れた科学技術の活用を促すための、「STI for SDGs プラットフォーム」の構築に向けた取組を進めています。

また、日本は引き続き、STIの高いポテンシャルを生かして、気候変動、海洋環境の変化、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症、災害など、SDGsが掲げる幅広い地球規模課題の解決に向けた国際社会の取組に積極的に参画していきます。